

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 元 年 6 月 17 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ オクダ ショウゴウカブシキガイシャ 奥田商工株式会社
 住所 大阪府貝塚市澤1282
 代表者氏名 フリガナ ダイヒョウドリシマリヤク オクダ ヤスマサ 代表取締役 奥田 康雅
 電話番号 072-431-3526
 FAX番号 072-422-3178
 メールアドレス osk@rinku.zaq.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 大阪府貝塚市澤1282
奥田商工株式会社
代表取締役 奥田 康雅



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	オクダショウコウ 奥田商工株式会社		
住所	大阪府貝塚市澤1282		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 オクダ ヤスマサ 奥田 康雅		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の変更	代表取締役 奥田 孝子	代表取締役 奥田 康雅	令和元年5月21日
役員就任		取締役常務 永井 義光 トビイ ヨシヒコ	令和元年5月21日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 6 月 17 日

申請者

氏名又は名称 奥田商工株式会社
住 所 大阪府貝塚市澤1282
代表者氏名 代表取締役 奥田 康雅



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府貝塚市澤1282番地
奥田商工株式会社

会社法人等番号	1201-01-038013	
商号	<u>奥田黄麻工業株式会社</u>	
	奥田商工株式会社	昭和43年 2月 1日変更
本店	大阪府貝塚市澤1282番地	
公告をする方法	官報に掲載する	平成18年10月20日変更
		平成18年10月23日登記
会社成立の年月日	昭和28年3月31日	
目的	1. 管工事業 2. 土木一式工事業 3. 建築一式工事業 4. 水道施設工事業 5. 電気工事業 6. 消防施設工事業 7. 建築物飲料水貯水槽清掃業 8. 産業廃棄物の収集・運搬業 9. 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理 10. 前各号に附帯する一切の業務 平成24年10月20日変更 平成24年10月22日登記	
発行可能株式総数	12万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月23日登記
資本金の額	金4000万円	

役員に関する事項	取締役	奥田稔	平成26年12月20日重任
			平成26年12月22日登記
	取締役	奥田稔	平成28年12月17日重任
			平成28年12月19日登記
	取締役	奥田稔	平成30年12月8日重任
			平成30年12月10日登記
	取締役	奥田孝子	平成26年12月20日重任
			平成26年12月22日登記
	取締役	奥田孝子	平成28年12月17日重任
			平成28年12月19日登記
	取締役	奥田孝子	平成30年12月8日重任
			平成30年12月10日登記
	取締役	奥田康雅	平成26年12月20日重任
			平成26年12月22日登記
	取締役	奥田康雅	平成28年12月17日重任
平成28年12月19日登記			
取締役	奥田康雅	平成30年12月8日重任	
		平成30年12月10日登記	
取締役	加藤綾子	平成29年10月20日就任	
		平成29年10月24日登記	
取締役	加藤綾子	平成30年12月8日重任	
		平成30年12月10日登記	
取締役	永井義光	令和1年5月21日就任	
		令和1年5月21日登記	

	大阪府貝塚市澤1330番地4 代表取締役 <u>奥田 稔</u>	平成26年12月20日重任 ----- 平成26年12月22日登記 ----- 平成28年 3月31日辞任 ----- 平成28年 4月 1日登記
	大阪府貝塚市澤1330番地4 代表取締役 <u>奥田 孝子</u>	平成26年12月20日重任 ----- 平成26年12月22日登記
	大阪府貝塚市澤1330番地4 代表取締役 <u>奥田 孝子</u>	平成28年12月17日重任 ----- 平成28年12月19日登記
	大阪府貝塚市澤1330番地4 代表取締役 <u>奥田 孝子</u>	平成30年12月 8日重任 ----- 平成30年12月10日登記 ----- 令和 1年 5月21日辞任 ----- 令和 1年 5月21日登記
	大阪府岸和田市野田町二丁目12番4-702号 代表取締役 <u>奥田 康雅</u>	平成28年 4月 1日就任 ----- 平成28年 4月 1日登記
	大阪府岸和田市野田町二丁目12番4-702号 代表取締役 <u>奥田 康雅</u>	平成28年12月17日重任 ----- 平成28年12月19日登記
	大阪府岸和田市野田町二丁目12番4-702号 代表取締役 <u>奥田 康雅</u>	平成30年12月 8日重任 ----- 平成30年12月10日登記
	監査役 <u>加藤 綾子</u>	平成24年10月20日就任 ----- 平成24年10月22日登記
	監査役 <u>加藤 綾子</u>	平成28年12月17日重任 ----- 平成28年12月19日登記 ----- 平成29年10月20日辞任 ----- 平成29年10月24日登記
	監査役 <u>奥田 智加</u>	平成29年10月20日就任 ----- 平成29年10月24日登記

大阪府貝塚市澤1282番地
奥田商工株式会社

取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月23日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月23日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 7月20日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 元年 6月13日

大阪法務局岸和田支局

登記官

寺 野 洋 一



奥田商工株式会社 定款

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 当社は奥田商工株式会社と称する。

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木一式工事業
3. 建築一式工事業
4. 水道施設工事業
5. 電気工事業
6. 消防施設工事業
7. 建築物飲料水貯水槽清掃業
8. 産業廃棄物の収集・運搬業
9. 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理
10. 前各号に附帯する一切の業務

第 3 条 当社は本店を大阪府貝塚市に置く。なお必要に応じ営業所を適宜の地に置くことができる。

第 4 条 当社の公告は官報に掲載する。

第 2 章 株 式

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 1 2 0, 0 0 0 株とする。

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

第 7 条 当社の株主は新株について引受権を有する。但し新株の発行に当り取締役会の決議を以てその一部を公募することができる。

第 8 条 当社の株券は 1 株券、1 0 株券、5 0 株券、1 0 0 株券の 4 種とする。

第 9 条 株主又はその法定代理人はその氏名住所及び印鑑を会社に届け出なければならない。これらを変更したときも同様とする。

第 10 条 当社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主を以てその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

- 2 前項のほか必要があるときは取締役会の決議により一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または質権者を以てその権利を行使すべき株主または登録質権者とする。その場合にはこの基準日を 2 週間前に公告する。

第 11 条 当社の株式に関する取扱いは取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後60日以内にこれを招集する。臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

第13条 総会の議長は代表取締役がこれに当る。代表取締役差支あるときは他の取締役がこれに当る。

第14条 総会の決議は法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した株主の議決権の過半数を以てする。

第15条 株主が代理人を以てその議決権を行使しようとするときは当会社の株主であってその議決権を行使することができる者を代理人としなければならない。その代理人は代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

第16条 株主総会における議事の経過及びその結果はこれを議事録に記載して議事録の作成に係る職務を行った取締役が記名捺印の上会社に保存するものとする。

第4章 取締役及び監査役

第17条 取締役は5名以内とする。

2 当会社は監査役を置き2名以内とする。

3 当会社の取締役及び監査役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任は累積投票によらない。

第18条 取締役は取締役会の決議を以て代表取締役2名を選定することができる。代表取締役は会社を代表する。

第19条 取締役の任期は2年、監査役の任期は4年とする。但し取締役及び監査役の任期がその任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会前に満了すべき場合は当該定時総会の終結に至るまでその任期を延長す。

第20条 取締役及び監査役の報酬及び退職役員^の退職慰労金等職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議を以てこれを定める。

第5章 取締役会

第21条 当会社は取締役会を設置する。

2 取締役会の招集者及びその議長は代表取締役がこれに当り代表取締役差支あるときは他の取締役がこれに当る。

第22条 取締役会の招集通知は各取締役及び監査役に対し会日の3日前に発することを要する。但し緊急の場合には更にこれを短縮することができる。

第23条 取締役会の決議は現任取締役の過半数及び監査役が出席しその出席取締役の過半数を以てこれを決する。可否同数なるときは代表取締役がこれを決する。

第24条 取締役会の議事については取締役会議事録を作成し議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印して会社に保存するものとする。

第6章 計 算

第25条 当会社の事業年度は9月21日より翌年9月20日までの年1期とする。

以上

(最終改正：平成18年10月20日)

原本の写しに相違ない

令和元年6月10日

大阪府貝塚市澤一二八二番地

奥田商工株式会社

代表取締役 奥田康雅

